附則第七条第一項及び第二項中「四パーセント」を「八パーセント」に改める。

附則第十一条第一項第一号中「場合（」の下に「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十五年金融庁農林水産省告示第一号）第二条の規定による改正前の」を加え、同項第二号中「すべて」を「全て」に改める。

（農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部改正）

第三条　農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁農林水産省告示第四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八章　オペレーショナル・リスク（第二百八十条―第二百九十七条）」を「第八章　オペレーショナル・リスク（第二百八十条―第二百九十九条の十四）」に改める。

第一条第八号ロ中「又は基本的項目」を削る。

第五条第二項第一号ト中「前払年金費用」を「退職給付に係る資産」に改め、同条第三項第二号中「出資の数」を「出資の口数」に改め、同項第三号中「償還期限」を「払戻し又は償還の期限」に改め、「除き、」の下に「払戻し又は」を加え、同項第四号中「発行者」の下に「（出資を受けた者を含む。以下この項において同じ。）」を、「発行時」の下に「又は払込みを受けた時」を加え、同項第十一号中「発行者により現に発行され、払込済み」を「現に払込済み」に改め、「取得」の下に「又は払込み」を加え、同項第十三号中「基づき発行された」を「基づく」に改める。

第六条第四項第十五号ただし書中「又は」を「若しくは」に改め、「なる場合」の下に「又は当該資本調達手段が優先出資（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資をいう。次条第四項第十号、第十八条第四項第十五号及び第十九条第四項第十号において同じ。）に該当する場合」を加える。

第七条第四項第十号ただし書中「又は」を「若しくは」に改め、「なる場合」の下に「又は当該資本調達手段が優先出資に該当する場合」を加える。

第八条第一項第一号中「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）を含む」を「金融商品取引法第四十六条の六に定める自己資本規制比率を含む。第四十一条及び第百三十一条の二第二項第三号イにおいて同じ」に、「をいい、当該特定連結子法人等が農林中央金庫以外の場合にあっては、これに相当する額とする」を「に相当する額をいう」に改め、同号イ中「（当該特定連結子法人等が農林中央金庫以外の場合にあっては、これに相当する額とする。ロにおいて同じ。）」を「に相当する額」に改め、同号ロ中「額に」の下に「相当する額に」を加え、同項第二号中「をいい、当該連結子法人等が農林中央金庫以外の場合にあっては、これに相当する額とする」を「に相当する額をいう」に改め、同号イ中「（当該連結子法人等が農林中央金庫以外の場合にあっては、これに相当する額とする。ロにおいて同じ。）」を「に相当する額」に改め、同号ロ中「額に」の下に「相当する額に」を加え、同項第三号中「をいい、当該連結子法人等が農林中央金庫以外の場合にあっては、これに相当する額とする」を「に相当する額をいう」に改め、同号イ中「（当該連結子法人等が農林中央金庫以外の場合にあっては、これに相当する額とする。ロにおいて同じ。）」を「に相当する額に」に改め、同条第六項第一号中「（普通出資（」を「（資本調達手段（」に、「該当」を「相当」に改め、同項第七号中「（規制金融機関の資本調達手段にあっては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において第二条第三号の算式における総自己資本の額に相当するものを構成するものに限る。）」を削り、「その他Ｔｉｅｒ１資本調達手段又はＴｉｅｒ２資本調達手段をいう」を「その他Ｔｉｅｒ１資本調達手段に相当するもの又はＴｉｅｒ２資本調達手段に相当するものをいい、規制金融機関の資本調達手段にあっては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において連結自己資本比率の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る」に改め、同項第二号及び第三号中「該当」を「相当」に改め、同条第七項中「該当」を「相当」に改め、同条第八項第一号中「又はこれに準ずる外国の者」を削り、「該当するもの」を「相当するもの」に改め、同項第二号中「該当」を「相当」に改め、同条第九項第一号中「該当」を「相当」に改め、同項第二号中「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）」を「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産」に改め、同条第十項第一号中「該当」を「相当」に、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。次号において同じ。）」を「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産」に改め、同項第二号中「無形固定資産」を「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産」に改め、同条第十三項中「第十項第三号」を「第十項各号」に改める。

第十条第二項第一号ヘ中「前払年金費用」を「退職給付に係る資産」に改め、同項第二号及び第三号中「イからトまで」を削る。

第十七条第三項第二号中「出資の数」を「出資の口数」に改め、同項第三号中「償還期限」を「払戻し又は償還の期限」に改め、「除き」の下に「払戻し又は」を加え、同項第四号中「発行者」の下に「（出資を受けた者を含む。以下この項において同じ。）」を、「発行時」の下に「又は払込みを受けた時」を加え、同項第十一号中「発行者により現に発行され、払込済み」を「現に払込済み」に改め、「取得」の下に「又は払込み」を加え、同項第十三号中「基づき発行された」を「基づく」に改める。

第十八条第四項第十五号ただし書及び第十九条第四項第十号ただし書中「又は」を「若しくは」に改め、「なる場合」の下に「又は当該資本調達手段が優先出資に該当する場合」を加える。

第二十条第三項第一号中「（普通出資（」を「（資本調達手段のうち、普通出資に相当するもの（」に、「該当」を「相当」に改め、「（規制金融機関の資本調達手段にあっては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において第十四条第三号の算式における総自己資本の額に相当するものを構成するものに限る。）」を削り、「その他Ｔｉｅｒ１資本調達手段又はＴｉｅｒ２資本調達手段をいう」を「その他Ｔｉｅｒ１資本調達手段に相当するものをいい、規制金融機関の資本調達手段にあっては、当該規制金融機関の資本調達手段に相当するものに限る」に改め、同項第二号及び第三号中「該当」を「相当」に改め、同条第四項中「該当」を「相当」に改め、同項第二号中「該当」を「相当」に改め、同条第六項第一号中「該当」を「相当」に改め、同項第二号中「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）」を「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産」に改め、同条第七項第一号中「該当」を「相当」に、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。次号において同じ。）」を「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産」に改め、同項第二号中「無形固定資産」を「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産」に改め、同条第十項中「第七項第三号」を「第七項各号」に改める。

第二十一条第二項第二号及び第三号中「イからトまで」を削る。

第二十二条第一号及び第二号中「以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産」の下に「（第十七条第二項第二号から第六号まで、第十八条第二項第一号から第四号まで又は第十九条第二項各号に掲げる額に該当する部分を除く。）」を加える。

第二十五条第一項第一号中「第二節」を「次節」に改め、同項第二号中「相当額」の下に「を八パーセントで除して得た額」を加える。